

郡上市告示第101号

郡上市スポーツ合宿支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年7月31日

郡上市長 日 置 敏 明

郡上市スポーツ合宿支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、郡上市におけるスポーツ合宿の誘致を推進し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るため、市内のスポーツ施設を活用した宿泊を伴う合宿を行う学生等の団体に対し、予算の範囲内において郡上市スポーツ合宿支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿 スポーツ技術の向上を目的とした合宿をいう。
- (2) 市内のスポーツ施設 やまと総合センターの設置及び管理に関する条例（平成16年郡上市条例第89号）、郡上市体育施設条例（平成16年郡上市条例第95号）、郡上市立学校体育施設等開放条例（平成16年郡上市条例第94号）、郡上市総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年郡上市条例第96号）、郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例（平成16年郡上市条例第97号）、郡上市高鷲吹高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成25年郡上市条例第6号）に定める施設その他市長が適当と認める施設をいう。
- (3) 登録宿泊施設 市内に所在する宿泊施設で市長が適当と認める宿泊施設をいう。

(4) 地域交流活動 市内で行われる次の活動をいう。

- ア 自然、歴史、文化等に関する有料観光施設の利用又は見学
- イ ものづくり体験
- ウ 地域との交流活動

(補助金の交付対象者等)

第3条 この補助金は、市内のスポーツ施設を活用して合宿を行い、登録宿泊施設に宿泊する学生等の団体を交付対象とし、別表に定める基準により交付する。ただし、一の年度における申請は、1団体につき1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象外とする。

(1) 政治的活動若しくは宗教的活動又は営利を目的とするもの

(2) 市から他の補助金の交付を受けているもの又は受ける予定であるもの

(3) その他市長が適当でないとするもの

(複数年度にわたる合宿の取扱い)

第4条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該合宿の最終宿泊日の属する年度とする。この場合において、宿泊者数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊人数とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スポーツ合宿支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に参加者名簿、登録宿泊施設の領収書、合宿の実施要項等及び活動状況が分かる写真等を添付し、滞在期間終了の日から14日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが適当と認めるときは、スポーツ合宿支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことに決定したときは、スポーツ合宿支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、前条第2項の規定によるスポーツ合宿支援補助金交付決定通知書により補助金の額の決定通知を受けたときは、スポーツ合宿支援補助金交付請求書（様式第4号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（登録宿泊施設の届出）

第7条 登録宿泊施設を希望する宿泊施設は、スポーツ合宿支援登録宿泊施設届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出書を受理したときは、その可否を決定し、スポーツ合宿支援登録宿泊施設決定（却下）通知書（様式6号）により当該宿泊施設に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付に関し、偽りその他不正な行為があったと認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	交付対象者	交付要件	補助金の額	備考
宿泊費補助	小学生、中学生、指導者、マネージャー及び引率者	登録宿泊施設への宿泊数が延べ25泊以上であること。	延べ宿泊者数に500円を乗じた額で25万円を上限とする。	保護者及び付添人は対象外とする。
	高校生、大学生（大学院生、専門学校生及び短大生を含む。以下同じ。）、指導者、マネージャー及び引率者	登録宿泊施設への宿泊数が延べ50泊以上であること。	延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額で50万円を上限とする。	保護者及び付添人は対象外とする。
交通費補助	小学生、中学生、高校生、大学生、指導者、マネージャー及び引率者	登録宿泊施設への宿泊数が延べ300泊以上であること。	合宿に係る交通費の2分の1の額で20万円を上限とする。	郡上市まで使用するバス等の借上げに要する経費（運転手代及び高速道路の料金を含む。）
地域交流費補助	小学生、中学生、指導者、マネージャー及び引率者	登録宿泊施設への宿泊数が延べ25泊以上であり、合宿中に地域交流活動を行うこと。	地域交流活動に参加した延べ人数に200円を乗じた額とする。ただし、1合宿につき5万円を限度とする。	保護者及び付添人は対象外とする。
	高校生、大	登録宿泊施	地域交流活動	保護者及び

	学生、指導者、マネージャー及び引率者	設への宿泊数が延べ50泊以上であり、合宿中に地域交流活動を行うこと。	に参加した延べ人数に200円を乗じた額とする。ただし、1合宿につき5万円を限度とする。	付添人は対象外とする。
--	--------------------	------------------------------------	---	-------------